

目次

はじめに	iii
本書の構成・活用	x
合格のためのガイドライン	xii

第1編 過去3年の本試験問題

2025年度通関士試験問題

通関業法	3
関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(第6章に係る部分に限る。)	13
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	31

2024年度通関士試験問題

通関業法	63
関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(第6章に係る部分に限る。)	74
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	93

2023年度通関士試験問題

通関業法	127
関税法、関税定率法その他関税に関する法律及び外国為替及び外国貿易法(第6章に係る部分に限る。)	137
通関書類の作成要領その他通関手続の実務	155

第2編 科目別・出題頻度順問題例

第1章 通関業法

第1節 語句選択式	189
第2節 複数肢選択式・択一式等	
[1] 第2条(用語の定義)	214
[2] 第3条(通関業の許可)	218
[3] 第4条(許可の申請)	219
[4] 第5条(許可の基準)	219
[5] 第6条(欠格事由)	220
[6] 第7条(関連業務)	222
[7] 第8条(営業所の新設)	222
[8] 第9条(営業所の新設に係る許可の特例)	225
[9] 第10条(許可の消滅)	226
[10] 第11条(許可の取消し)	227
[11] 第11条の2(許可の承継)	228
[12] 第12条(変更等の届出)	230
[13] 第13条(通関士の設置)	232
[14] 第14条(通関士の審査等)	234
[15] 第15条(更正に関する意見の聴取)	237
[16] 第16条(検査の通知)	239
[17] 第17条～第21条、第33条(通関業者、通関士等の義務)	240
[18] 第22条(記帳、届出、報告等)	243
[19] 第31条(確認)	248
[20] 第29条(合格の取消し等)、第32条(通関士の資格の喪失)	252
[21] 第33条の2(業務改善命令)	254
[22] 第34条(通関業者に対する監督処分)	254
[23] 第35条(通関士に対する懲戒処分)	257
[24] 第36条(調査の申出)、第37条(処分の手続)	258
[25] 第39条(審査委員)	259
[26] 第3条、第10条、第34条、第35条(公告)	259
[27] 第41条～第45条(通関業法上の罰則)	260

第2章 関税法、関税定率法等

第1節 語句選択式

第1 関税法	263
第2 関税定率法	289

第3 関税暫定措置法	294
第4 外国為替及び外国貿易法	296

第2節 複数肢選択式・択一式等

第1 関税法

[1] 第2条(用語の定義)	297
[2] 第4条(課税物件の確定の時期)	298
[3] 第5条(適用法令)	301
[4] 第6条(納税義務者)及び第13条の3(関税の納付不足がある場合の補完的納税義務)ほか	302
[5] 第6条の2(税額の確定方式)	307
[6] 第6条の3(郵送等に係る申告書等の提出の時期)	309
[7] 第7条(納税申告)	309
[8] 第7条の2((納税)申告の特例=特例申告)～第7条の13(許可の承継についての規定の準用)	313
[9] 第7条の14(修正申告)	313
[10] 第7条の15(更正の請求)	315
[11] 第7条の16(更正及び決定)、第7条の17(許可前引取の貨物に係る税額等の通知)	316
[12] 第8条(賦課決定)	317
[13] 第9条(申告納税方式による関税等の納付(納期限)、第9条の2(申告納税方式の関税の納期限の延長)、第9条の3(納税の告知(賦課課税方式の関税の納期限))	318
[14] 第9条の4((関税の)納付の手続)	321
[15] 関税法第9条の5((納付受託者に対する納付の委託)、第9条の6(納付受託者)、第9条の7(納付受託者の納付)、第9条の8(納付受託者の帳簿保存等の義務)、第9条の9(納付受託者の指定の取消し)	321
[16] 第9条の10(徴収の順位)、第9条の11(担保)、第10条(担保を提供した場合の充当及び徴収)、第10条の2(徴収の引継ぎ)、第11条(関税の徴収)	322
[17] 第12条(延滞税)(法定納期限)	323
[18] 第12条の2(過少申告加算税)	325
[19] 第12条の3(無申告加算税)	327
[20] 第12条の4(重加算税)	327
[21] 第13条(還付及び充当)	328
[22] 第13条の2(過大な払もどし等に係る関税額の徴収)	328
[23] 第13条の4(端数処理)	328
[24] 第14条(更正、決定等の期間制限(除斥期間))	329
[25] 第14条の2((関税の)徴収権の消滅時効)	329
[26] 第29条～第36条(保税地域総則)	330
[27] 第37条～第41条の3(指定保税地域)	331
[28] 第42条～第55条(保税蔵置場)	331

[29] 第56条～第62条の7 (保税工場・保税展示場)	333
[30] 第63条～第66条 (運送)	334
《輸出通関 (関税法第67条～第69条の10、第69条の21、第70条、第75条)》	
[31] 第67条 (輸出の許可)	336
[32] 第67条の2 第1項 (輸出申告先の税関官署等)	340
[33] 第67条の2 第2項 (外国貿易船等に積み込んだ状態で行う輸出申告 (本船扱い、ふ中扱い))	340
[34] 第67条の3 (輸出申告の特例)～第67条の18 (許可の承継についての規定の準用)	340
[35] 第68条 (輸出申告に際しての提出書類)	344
[36] 第69条 (貨物の検査場所) 等	345
[37] 第69条の2 (輸出してはならない貨物)～第69条の10、第69条の21 (専門委員)	346
[38] 第70条 (証明又は確認)	349
[39] 第75条 (外国貨物の積戻し)	350
《輸入通関 (関税法第67条、第67条の2～第68条、第69条、第69条の11～第73条、第7条の2～第7条の13)》	
[40] 第67条 (輸入の許可)	350
[41] 第67条の2 第1項、第2項 (輸入申告先の税関官署)	354
[42] 第67条の2 第3項 (輸入申告の時期)	355
[43] 第7条の2～第7条の13、第67条の2～第68条 (特例輸入申告制度) ..	355
[44] 第68条 (輸入申告に際しての提出書類)	360
[45] 第69条 (貨物の検査場所)	369
[46] 第69条の11 (輸入してはならない貨物)～第69条の20、第69条の21 (専門委員)	369
[47] 第70条 (証明又は確認)	374
[48] 第71条 (原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入)、第87条 (原産地を偽った表示等がされている貨物の留置)、第84条第4項 (収容した貨物の公売等における原産地を偽った表示等の抹消)、第88条 (留置した貨物の公売等における原産地を偽った表示等の抹消)	375
[49] 第73条 (輸入の許可前における貨物の引取り)	376
[50] 第74条 (輸入を許可された貨物とみなすもの)	378
[51] 第75条 (外国貨物の積戻し)	378
[52] 第76条 (郵便物の輸出入の簡易手続)～第78条の3 (信書等に係る郵便物についての規定の準用)	378
[53] 第79条 (認定通関業者)	380
[54] 第80条～第88条 (収容及び留置)	380
[55] 第89条～第93条 (不服申立て)	381
[56] 第94条 (一般貨物輸出入者の帳簿の備付け等)	383
[57] 第95条 (税関事務管理人)	384
[58] 第98条 (開庁時間外の事務の執行の求め)	385

[59] 第105条 (税関職員の権限)	385
[60] 第108条の4～第118条 (罰則)	386
第2 関税定率法	
[1] 第3条 (関税率表の関税率)	389
[2] 第3条の2 (入国者の輸入貨物に対する簡易税率)、第3条の3 (少額輸入貨物に対する簡易税率)	389
[3] 第4条 (課税価格の決定の原則)	389
[4] 第4条の2 (同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)	398
[5] 第4条の3 (国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)	399
[6] 第4条の5 (変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定)	400
[7] 第4条の6 (航空運賃特例)	401
[8] 第4条の7 (価格の換算に用いる外国為替相場)	402
[9] 第4条の8 (課税価格の決定に用いる資料等)	402
[10] 第6条～第9条 (特殊関税制度)	403
[11] 第10条 (変質、損傷等の場合の減税又は戻し税)	406
[12] 第11条 (加工、修繕貨物の再輸入減税)	407
[13] 第13条 (製造用原料品の減・免税)	408
[14] 第14条 (無条件免税)	409
[15] 第14条の3 (水産物の減・免税)	410
[16] 第15条 (特定用途免税)	410
[17] 第16条 (外交官用貨物等の免税)	411
[18] 第17条 (再輸出免税)	411
[19] 第19条 (輸出貨物製造用原料品の減・免・戻し税)	413
[20] 第19条の3 (輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税)	413
[21] 第20条 (違約品等の再輸出又は廃棄の場合の戻し税)	413
[22] 第20条の2 (軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)	415
[23] 第20条の3 (関税の軽減、免除等を受けた物品の転用)	415
[24] 関税定率法 (関税率表の解釈に関する通則)	415
第3 関税暫定措置法	
[1] 第4条 (航空機部分品等の免税)	418
[2] 第8条 (加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税)	418
[3] 第9条 (軽減税率等の適用手続)	420
[4] 第8条の2、第8条の3、第8条の4及び第8条の5 (特惠関税)	420
第4 関税関係特例法	
[1] 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律 (NACCS法)	429
[2] コンテナ特例法	432
[3] ATA特例法	433

第5 外国為替及び外国貿易法	
[1] 輸出貿易管理令	433
[2] 輸入貿易管理令	437

第3章 通関書類の作成要領等

第1節 実務問題	442
----------	-----

第2節 計算問題

[1] 適用税率の選択、税額の計算	452
[2] 修正申告の税額計算	457
[3] 更正の請求の税額(更正による過納金額)計算	458
[4] 延滞税額の計算	458
[5] 過少申告加算税額の計算	461
[6] 課税価格の計算	461

第3節 関税率表の所属の決定(品目分類問題)	475
------------------------	-----

〈参考 表形式問題〉

[1] 部、類の注又は備考関係	497
[2] 所属類の判定	510
[3] 所属類(又は税番)の決定要素	519
[4] 個別物品の関税率表の適用上の所属の決定	520

(通関書類作成問題の参考)

輸出入申告書の作成問題(品名及び品目番号)一覧表	522
--------------------------	-----